

## 【意見の概要とそれに対する市の考え方】

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p><b>字句の訂正</b></p> <p>① 228 ページ 4 学校の災害応急対策(2) ア(ア)b PTA や上級生等が→教職員が ではないか。</p> <p>② 228 ページ 4 学校の災害応急対策(2) ウ(ア) 直ちに<u>登校</u>し→直ちに<u>出勤</u>し ではないか。</p> <p>③ 229 ページ 4 学校の災害応急対策(5) イ <u>小学校以下及び特別支援学級の生徒について</u> <u>は、教職員による…</u> ↓ 小学生以下については、教職員による… ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p> <p>ご指摘のとおり修正いたします。</p> <p>新潟県地域防災計画と整合を取る内容に修正いたします。</p>
2	<p><b>第1章第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 について</b></p> <p>全般にも言えることだが、文言の表現で「するように努めます。」が多く見られる。 「実施計画に基づく実行を予定している」とあるが、「する。」と断言してほしい。 そして、「いつ頃までに、どの事柄やどの程度までは実現する。」と、より具体的に表記したい。 その決意が具体策の検討を速やかに進めることに繋がり、「進捗評価」の実施も的確にできる。 担当者が代わっても実践に繋がる計画が重要と考える。</p>	<p>市地域防災計画は、新潟県地域防災計画を上位計画として作成しており、新潟県や指定地方行政機関、指定公共機関等を含む総合的な災害対応のための基本的な考え方については、具体的な目標表記の難しいものがあります。</p> <p>なお、防災計画の内容のうち、市に関するものは、市の総合計画に反映するとともに、実施計画の中で進捗状況を把握しているものもあります。</p> <p>ご意見については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
3	<p><b>第1章第2節 1-(1) ア 住民等に求められる役割、ウ 市及び防災関係機関に求められる役割と、第3章第5節 防災教育計画 (2) 社会教育における普及・啓発と公民館を始めとする社会教育機関が実施する教室・講座等の社会教育事業の一環として、防災上必要な知識の普及・啓発に努める。 について</b></p> <p>これらに記されている啓発活動と、実際の避難計画の具体策提示に生かされる、と考えていることをここに提案したい。</p> <p>既に社会教育活動や保健活動、高齢者介護予防事業、商業活性化やまちづくり等の分野で、市内を歩いて巡る催事が行われている。</p> <p>これらの事業と協働企画や併催し「防災の視点で身近な生活環境を観察・分析し、模擬体験する様な、コースやプログラムを設定する。」等の、ゲーム感覚で、若年者から高齢者までの幅広い層が参加できる機会をつくる。楽しみながらの防災学習の機会を、幾つも企画し、繰り返し行う、など。</p>	<p>日頃の活動と防災教育を結びつける貴重な提案として、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>特に、身近な危険性を把握することは、災害の拡大を防ぐために重要です。</p> <p>そのため、地区で防災マップの作成等に取り組む活動ができるように、防災の知識を持った人材の育成も検討してまいります。</p>

4	<p><b>第1章第2節 4【近隣・災害協定市町村機関】について</b></p> <p>沿岸部の町村が多く近隣が主なので、もう少し広い範囲での協定自治体を今後増やす計画が必要と考える。</p> <p>例えば、北関東・山形内陸部、北海道、中部地方など。</p>	<p>協定は、お互いが災害発生後における早期の対応や復旧活動への支援を目的としているため、近隣自治体と結ぶことが多かったのですが、広域的な災害に備え、離れた自治体との協定も増えてきました。</p> <p>これからも、協定を結ぶ場合は、相手となる自治体の規模、地域、協定項目などを考慮しながら進めてまいります。</p>
5	<p><b>第3章第4節 6(2) 克雪住宅の普及 について</b></p> <p>見出しと記載内容に整合性が無い。どのようにするのが不明記。</p>	<p>わかりにくい文書表現になっていると思われるので、修正を加えさせていただきます。</p>
6	<p><b>第3章第1節・第4章第10節 異常降雨に対する災害予防についてと第4章第10節 異常降雨に対する災害応急対策計画と第3章第27節 避難計画と第4章第6節 避難および避難所計画について</b></p> <p>最近の異常降雨はとにかく激しく降り、雨音で防災無線やダム放流のサイレン等が屋内で聞こえ難い程だ。隣近所の動きも視界制約も伴い、把握し難い。</p> <p>急激な増水や落雷等の危険と、停電の恐れ等を想定すると、避難方法の具体策が提示無く不安である。その対応の明記が必要だろう。</p> <p>また、水害の可能性を考慮すると、避難用のボート等船舶や浮き輪機能のある用具等の配置や活用方法なども想定が必要と考える。</p> <p>下水道の整備により、マンホールの蓋の浮沈が危険を生じる様な場合も想定した避難方法の具体策も必要と考える。</p> <p>予見される事態に応じた具体策を、なるべく丁寧にする事で、災害発生時の臨機応変への余裕も生まれるはずだ。</p>	<p>災害時の対応は、災害の種類やその時の状況によって異なるため、地域防災計画に個別の対策を具体的な表現で記載することは困難です。</p> <p>しかし、災害時の想定と対策は検討すべき内容であるため、ご意見も参考に、避難対応のマニュアル等への追加と整理をさせていただきます。</p> <p>また、いざというときのために、個人でも避難路等を含めた身近な危険個所の確認や災害への備えをお願いします。</p>
7	<p><b>第3章第4節 積雪期に対する災害予防 について</b></p> <p>積雪時の除雪のあり方はかなり関心のあるところだ。</p> <p>積雪期の避難の移動手段として、轆（そり）の様な輸送装置を散在させることなども提案したい。</p> <p>動きの鈍る高齢者に対応し且つ速やかに積雪の中を移動できる手段としては、小回りも効き活用できるのではと考える。</p>	<p>高齢者の避難には、リヤカーを使っている町内も多く見受けられるようになりました。</p> <p>轆（そり）の利用については、消雪パイプの普及等により雪の無い道路も多くなっていますが、地域によっては活用できると考えますので、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

8	<p>第4章第2節・第5節に関わる「災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達できる様な広報手段を活用する。(2) 視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、文字放送テレビの設置、手話通訳者や誘導員を配置する等の適切な措置を講じる。(3) 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、』の記載について</p> <p>高齢者も難聴気味、白内障気味でもあると、大きくて明確な表現や表記が必要だ。</p> <p>使者による情報の伝達が効力を発揮する事態も多いのではと想定するが、その際、おおかた使用されるだろう表現については、水や風に損傷しない材質の物で、平時より作成しておくのも良いのではと考える。</p>	<p>現在の情報伝達は、防災行政無線や広報車による音声情報、防災メールや緊急速報メールによる文字情報、消防団員等による避難呼びかけが主なものになります。</p> <p>今後、デジタルテレビのデータ放送の利用など、新たな情報伝達手段を検討していくなかで、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
9	<p>第3章第27節 3 避難場所(施設)及び避難路の指定と事前周知と第3章第25節 2 住民等に対する防災意識の啓発、救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民等の防災意識の高揚を図る。また、要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう努める。 について</p> <p>避難場所の誤認識や、知らないという実状がある。当方が2008年夏に実施した高齢者からの面接聞き取り調査の結果一部を添えて、実状への懸念をお伝えしたい。</p>	<p>住民の方へは、ハザードマップの配布等を通じて避難場所の周知に努めてきたところですが、避難を伴う災害が長期にわたって無かったため、普段は気にしないという方が多くなっているものと思われます。</p> <p>言葉や配布物だけでは忘れられることも多いため、町内会や自主防災組織の協力を得ながら防災訓練への参加を促すなど、より一層の周知に努めさせていただきます。</p>